資　料　編

1　策定経過

●主な策定経過

時　　期	内　　容
平成 25 年 8 月 27 日	庁内会議
平成 25 年 9 月 17 日	研修会「健康日本 21　健康寿命をのばそう！」 講師　長崎大学　中尾理恵子先生
平成 25 年 9 月 27 日 ～ 10 月 31 日	健康づくり市民アンケートの実施
平成 25 年 12 月 4 日	グループワークの実施 「各ライフステージにおける特性と健康課題と取り組みについて」
平成 26 年 1 月 10 日	第 1 回検討委員会
平成 26 年 1 月 21 日	第 1 回幹事会
平成 26 年 1 月 27 日	第 1 回策定委員会
平成 26 年 2 月 13 日	第 2 回検討委員会
平成 26 年 2 月 19 日	第 2 回幹事会
平成 26 年 3 月 3 日	第 2 回策定委員会
平成 26 年 3 月 10 日 ～ 3 月 24 日	パブリックコメントの実施

2　策定体制

≪健康増進計画策定体制≫

策定委員会

・計画の策定
・重要事項の審議

①基本方針の審議
②素案の審議
2回

＜策定委員＞

・長崎大学
・県南保健所
・医師会
・歯科医師会
・町内会・自治会連合会
・婦人会連絡協議会
・老人クラブ連合会
・民生委員児童委員協議会
・校長会
・保育会
・私立幼稚園協会
・PTA連合会
・農業協同組合
・漁業協同組合
・商工会議所
・連合島原ブロック会議
・市民公募（2人）
・検討委員会代表（2人）

幹事会（内部組織）

・策定委員会の前に内容を検討

①基本方針の検討
②素案の検討
2回

＜幹事会＞

・福祉保健部長（幹事長）
・政策企画課長
・スポーツ課長
・学校教育課長
・社会教育課長
・産業政策課長
・福祉課長
・こども課長
・保険健康課長

検討委員会

・計画の素案の作成
（関係団体への健康に関するヒアリング）
・代表者2名は策定委員会にも出席

①健康課題の協議
②素案の協議
2回

＜検討委員＞

・県南保健所
・医師会
・歯科医師会
・養護教諭部会
・保育園保護者会連合会
・幼稚園PTA連合会
・健康づくり推進員連絡会
・食生活改善推進員協議会
・社会福祉協議会
・地域包括支援センター
・歯科衛生士会
・地域リハ広域支援センター
・看護協会
・栄養士会

庁内会議（内部組織）

○データの収集
○市民アンケートの実施
○健康課題の整理、抽出
○重点施策目標および数値目標の検討
○行動指針の検討

＜担当課の職員＞

・政策企画課
・スポーツ課
・学校教育課
・社会教育課
・産業政策課
・福祉課
・こども課

＜事務局＞

・保険健康課

3　策定組織

島原市次期健康増進計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　島原市次期健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するため、島原市次期健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
⑴　計画の策定に関すること
⑵　その他計画の策定に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
⑴　学識経験者
⑵　市民の健康増進の推進に関係する団体の代表者
⑶　その他市長が適当と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱した日から、平成 26 年３月 31 日までとする。
（会長及び副会長）
第５条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
３　会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
（意見の聴取）
第７条　会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、保険健康課において処理する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
１　この要綱は、平成 25 年７月４日から施行する。
（会議招集の特例）
２　この要綱の施行後、最初に開かれる委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。
附　則
この要綱は、平成 26 年１月１日から施行する。

島原市次期健康増進計画策定委員

区　分	所　属　団　体	役　職	委員名
会　長	島原市医師会	理事	高尾　雅己
副会長	島原南高歯科医師会	会長	宮﨑　宏延
委　員	長崎大学医学部保健学科	准教授	中尾　理恵子
	長崎県県南保健所	所長	長谷川　麻衣子
	島原市町内会自治会連合会	会長	野田　隆義
	島原市婦人会連絡協議会	会長	肘井　裕子
	島原市老人クラブ連合会	事務局長	今坂　秀春
	島原市民生委員児童委員協議会連合会	会長	永門　重明
	島原市校長会	副会長	前田　清英
	島原市保育会	会長	原田　恒
	島原市私立幼稚園協会	島原幼稚園長	渡部　英二
	島原市 PTA 連合会	会長	石見　敏也
	島原雲仙農業協同組合	島原支店長	山下　文博
	島原漁業協同組合	職員	島田　明美
	島原商工会議所	経営支援員	野口　豊史
	連合島原ブロック連絡会議	事務局長	城田　伸広
	公募委員		北田　史津代
	公募委員		舌間　雅子
	（検討委員代表） 島原市健康づくり推進員連絡会	会長	坂本　梓
	（検討委員代表） 島原市食生活改善推進員協議会	理事	中島　禮子

島原市次期健康増進計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　島原市次期健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するため、島原市次期健康増進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　健康増進に係る施策の検討、立案及び推進に関すること。

⑵　計画策定に必要な事項に関すること。

２　検討委員会は、前号の結果を島原市次期健康増進計画策定委員会に報告するものとする。

（組織）

第３条　検討委員会は、22 人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱、又は任命する。

⑴　市民の健康増進の推進に関係する団体の担当者

⑵　市民の健康増進の推進に関係する事務事業を所管する課の職員

⑶　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から平成 26 年３月 31 日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　検討委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

（意見の聴取）

第７条　会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成 25 年７月４日から施行する。

（会議招集の特例）

２　この要綱の施行後、最初に開かれる検討委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則

この要綱は、平成 26 年１月１日から施行する。

島原市次期健康増進計画検討委員

区　分	所　属　団　体	役　職	委員名
会　長	一般社団法人　島原南高歯科医師会	理事	宮﨑　啓一郎
副会長	県南地域リハビリテーション広域支援センター	部長	高柳　公司
委　員	長崎県県南保健所	主任技師	原田　あゆみ
	一般社団法人　島原市医師会	事務員	永川　直幸
	島原市養護教諭部会	養護教諭	原口　良美
	島原市保育園保護者会連合会	会計	古賀　博明
	島原地区私立幼稚園 PTA 連合会	副会長	石尾　暢隆
	島原市健康づくり推進員連絡会	会長	坂本　梓
	島原市食生活改善推進員協議会	理事	中島　禮子
	島原市社会福祉協議会	事務局次長	杉永　宏
	島原市地域包括支援センター	所長	辻　敏子
	島原南高歯科衛生士会	会長	下田　里美
	公益社団法人　長崎県看護協会 県央支部島原・南島原地区	地区長	溝田　小夜子
	公益社団法人　長崎県栄養士会　島原支部	支部長	山口　祐介
	市長公室政策企画課	班長	朝長　辰生
	教育委員会学校教育課	主任	松尾　成晃
	教育委員会スポーツ課	主査	平山　量子
	教育委員会社会教育課	主任	宮川　守行
	産業部産業政策課	主査	米田　和輝
	福祉保健部こども課	副主任	森川　博文
	福祉保健部福祉課	事務員	木村　力